

学校における感染症について（お願い）

学校感染症は、学校保健安全法第 19 条に基づいて、出席停止の措置をとることになっています。この間は、出席停止（欠席扱いとしない）となります。

なお、病状が回復し登校する際には必ず医師の診断を受け、「学校感染症治癒証明書」（または、診断書等で病名と期間が明記されたもの）に医師による証明をしていただき、担任に提出してください。

	出席停止とする感染症の種類	出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MARS)、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	治癒するまで ※「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種とみなす
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（注）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(注) その他の感染症：①感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）

②サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症

③マイコプラズマ感染症 ④インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症

⑤溶連菌感染症 ⑥単純ヘルペス感染症 ⑦帯状疱疹 ⑧手足口病 ⑨伝染性紅斑 等